

離職退去者の利用可能な住戸一覧(27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
広島県	広島県	あさひが丘住宅	広島市安佐北区あさひが丘	1	10	3DK	7,650	1 解雇等により社員寮や社宅など雇用先が賃貸している住居からの退去を余儀なくされる者 2 解雇等により収入が著しく低額になり、居住可能だった現住居から退去を余儀なくされる者又はされた者 3 暴力団員でないこと 詳細はお問合せください	・原則として3か月(状況によっては更新も可能。ただし上限は1年間。) ・問合せ先: 広島県ビルメンテナンス協同組合【広島市南区福荷町4-5 尾崎ビル3階(TEL 082-261-7907又は082-261-7819)】
広島市	広島市	可部東原住宅	広島市安佐北区可部東五丁目	1	4	2K・2DK	5,100~5,900	1 申込者本人が広島市内の居住者(通勤者)で、離職等により住居を失う者又は失った者(解雇通知、離職証明書等が必要) 2 現在、住宅に困っていること。 3 入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。 詳細はお問い合わせください	1)使用期間は原則として3か月(やむを得ない場合は、3か月以内の更新ができるものとし、最長1年間以内) 2)家賃以外に共益費が別途必要。問合せ先: 安佐北区農林建設部建築課(TEL 082-819-3937 FAX082-815-3906) 広島市都市整備局住部住宅政策課(TEL082-504-2293 FAX082-504-2308)
福山市	小立住宅	福山市瀬戸町大字地頭分2516	1	1	3DK	20,400	福山市内居住者又は勤務者であること。 2008年(平成20年)12月1日以降、解雇等により住居を失った者又は失う者	3ヶ月以内(3ヶ月以内の更新可) 問合せ先: 福山市住宅課 084-928-1101	
	妙見住宅	福山市瀬戸町大字長和1130	1	1	3DK	14,600			
	瀬戸川住宅	福山市瀬戸町大字地頭分1051-1	1	1	2DK	17,100			
国土交通省 中国地方整備局 八田原ダム管理所	広谷町宿舎	広島県府中市広谷町947番地	3	2	3DK	13,366	目的外使用によって入居を認められる離職退去者は、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者であること。 (例)・社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる者(解雇通知、寮・社宅からの退去通知等で確認) ・住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者(解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等で確認) ・解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者	6か月、最高1年 問合せ先: 府中市整美保課 0847-43-7222	
	広谷町宿舎	広島県府中市広谷町947番地	3	1	1D	5,593			
庄原市	田部【随時募集】	庄原市東本町一丁目16番42号	5	6	3DK	16,800	次に掲げるすべての要件に該当する離職退去者 (1)雇用先から解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者 (2)本人及び同居同居しようとする親族が暴力団員でないこと	使用期間は、鍵渡し日から6ヶ月以内 問い合わせ先: 庄原市都市整備課 0824-73-1172	
都市再生機構	高陽真亀	広島市安佐北区真亀四丁目5番1~5号	4	5	2DK 3DK 4LDK	36,000~ 56,100	次に掲げるすべての要件に該当する離職退去者 (1)雇用先から解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者 (2)本人及び同居同居しようとする親族が暴力団員でないこと	定期借家契約(2年のみ) 問合せ先: 広島県住宅供給公社 082-248-2272	
	高陽金平	広島市安佐北区落合三丁目13番1,2号	4	2	4LDK	56,000~ 58,000			
小計					25				

- 1: 公営住宅
- 2: 改良住宅
- 3: 特公賃
- 4: 公社
- 5: 単独住宅等